○農林水産省告示第千八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道中川郡豊頃町薄別一五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道寿都郡寿都町字矢追町一六五の三・五〇二の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一七〇の三（国有林）、一六九の四・一七一の三・四九五の二・四九八の二・五〇二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一七〇の一、四九八

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県久慈市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び久慈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市蛭川字遠ケ根二の一、二の四、二の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡白川町赤河字東小倉一三六四、一三六五の二、一三六六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字荻町字下目洞二二八四の一、二二八四の二、二二八四の六四から二二八四の六六まで、二二八四の六九、二二八四の九二、二二八四の九六、二二八四の一一七、二二八四の一二三、二二八四の一五二、字アシ谷二五一五の一、二五一五の八七、二五一五の八八、二五一五の一〇四、字次ケ洞二七五七の一、二七五七の二、二七五七の一二八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県可児郡御嵩町小原字長坂五六三〇、五六四七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市川上字丸野一〇五六の四三、一〇五六の四六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）